

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 6 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」
の全部改正について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による医療扶助の実施につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護受給者については、高齢化が進行するとともに、他制度と比べ、外来受診者の 1 人当たり薬剤数が多く、重複投薬の割合も高い傾向にあります。

こうした中、医薬品の適正使用の推進に向け、貴会にもご参画を賜っております「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」の「中間的な整理」(令和 7 年 12 月 17 日取りまとめ)を踏まえ、別添のとおり関係通知を发出了しました。

医薬品の適正使用の取組は、専門的な知識・判断を要するものであることは言うまでもなく、医療現場の皆様のご対応が大変重要であると考えております。

ご多忙の折、大変お手数ではございますが、別添通知の趣旨を御高配の上、貴会会員の皆様に対して周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

○概要資料

○「『生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について』の全部改正について」(令和 8 年 3 月 6 日付け社援保発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「改正通知」という。)

○参考資料 1 「『生活保護法による医療扶助運営要領について』の一部改正について」(令和 8 年 3 月 6 日付け社援発 0306 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「改正要領」という。)

○参考資料 2 「指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件」(令和 8 年厚生労働省告示第 79 号。以下「改正規程」という。)

【薬局等における電子処方箋管理サービス・お薬手帳の活用】

- 令和8年4月から、被保護者について、改正要領により、受診時と薬局利用時に、お薬手帳（1冊限定）の持参を原則とするとともに、医療機関・薬局について、改正規程により、医療扶助の給付に当たっては、電子処方箋管理サービス又はお薬手帳を活用して服薬状況等を確認することとしています。

※ 詳細は、概要資料1枚目と、改正通知の「2 医療機関・薬局における電子処方箋管理サービス・お薬手帳の活用」をご覧ください。

- 貴会におかれましては、地域の薬剤師会及び薬局の皆様、以下の点について周知をお願いします。

- ・ 来局された患者について、服薬状況等の確認に当たり、電子処方箋管理サービスの薬剤情報又はお薬手帳の活用をお願いします。
- ・ お薬手帳を持参しない患者には、必要な調剤を実施しつつ、適切な調剤にはお薬手帳の持参が必要である旨の指導をお願いします。また、指導しても改善しない場合には福祉事務所へのご連絡をお願いします。

【福祉事務所による重複・多剤投与対策】

- 令和8年度から、福祉事務所において、特に薬物有害事象のリスクが高い「重複・多剤投与者」を確認の上、患者本人に対し、薬局に薬剤一覧を持参・相談するよう指導することとしています。

※ 詳細は、概要資料2枚目と、改正通知の「3 福祉事務所による重複・多剤投与対策」をご覧ください。

- 改正通知の内容（対象者の選定方法、対応方法等）は、貴会と弊省との協議を経た内容としております。全国的な取組として広げられるよう、地域の薬剤師会及び薬局の皆様、以下の点について周知をお願いします。なお、対応結果については、国において集計後、貴会とも共有させていただきます。

- ・ 地域の薬剤師会の皆様におかれましては、福祉事務所から取組の実施（対象者の選定方法、対応方法等）について相談があった際には、専門的な見地からのご助言など、ご協力をお願いします。併せて、地域の薬局の皆様への周知・協力依頼につき、ご協力をお願いします。
- ・ 薬局の皆様におかれましては、薬剤一覧を持参した患者が来局した際には、薬剤師による専門的な対応（服薬状況等の確認、患者に対する服薬管理方法の見直しに向けた助言・指導、処方医に対する処方内容に関する疑義照会や相談等）を行っていただきますようお願いいたします。併せて、対応結果について、福祉事務所にご共有いただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局

保護課 保護事業室 医療係

担当：今井、松澤

TEL:03-5253-1111 内線 2829

MAIL:hogo-iryou@mhlw.go.jp